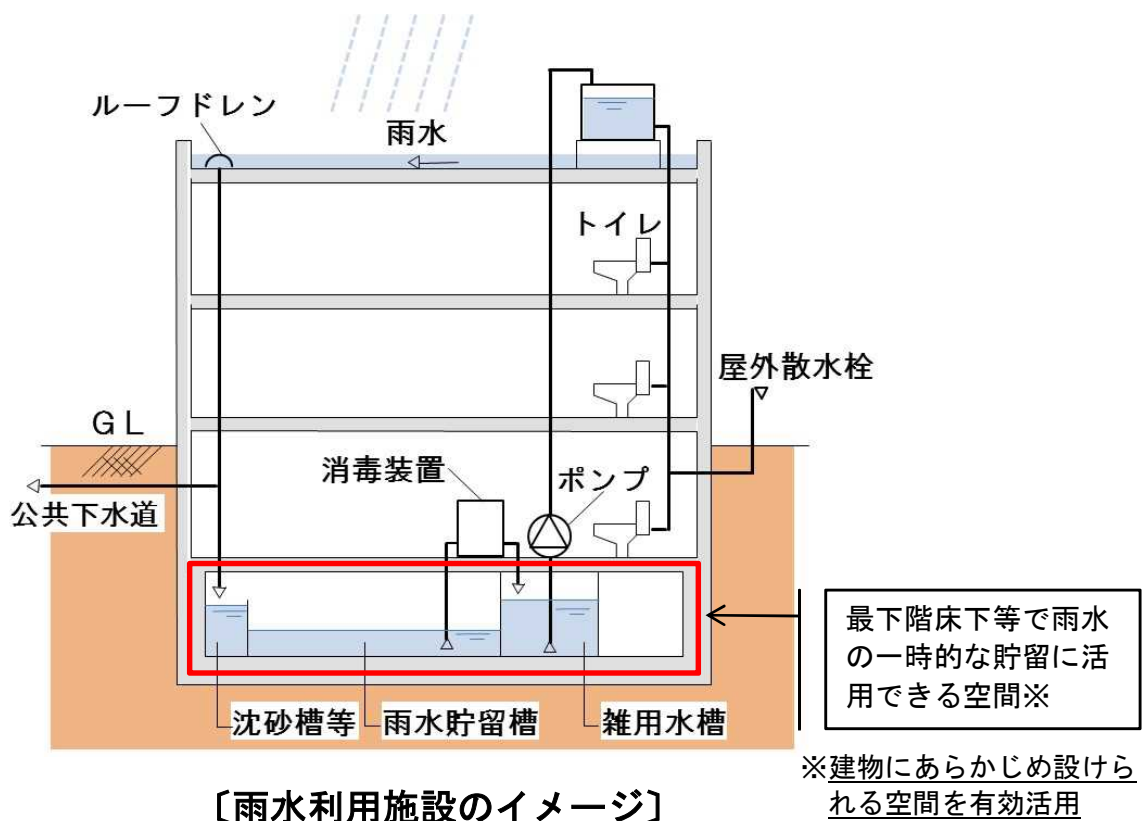


国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について

- ^{あまみず} 雨水の利用の推進に関する法律第10条の規定に基づき、国及び独立行政法人等による雨水利用施設の設置に関する「目標」を閣議決定。

【目標の概要】

国及び独立行政法人等は、「最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間」を有する新築建築物において雨水利用施設の設置率を原則100%とする。



(参考)

第10条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。